

# ◇◇燕市重度心身障害者医療費助成のあらまし◇◇

## 助成の対象者

①～④ 全てに該当する方が対象となります。

### ①燕市に住所を有していること

ただし、燕市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方で、病院などに入院または、施設に入所するために住所を他市町村に移した方も対象となります。

### ②医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であること

### ③次のいずれかの障がいの程度を有すること

- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・身体障害者手帳の1級、2級または3級の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方（平成29年9月1日～）

### ④受給資格者及び扶養義務者（受給資格者の生計を主に維持する者）の所得が一定額未満であること

所得判定は新規申請時及び年次更新時に実施され、受給資格者と扶養義務者の所得について、扶養親族等の有無及び数に応じて判定されます。ただし、生活保護を受けている方は対象外です。

## 助成内容

医療機関にかかった時の医療費のうち、保険診療分が対象となります。

※健康診断や予防接種、薬の容器代、歯の矯正などは対象外です。

### ＜医療費の助成＞

医療費の自己負担額（1割・2割または3割負担分）から、下記の一部負担金を控除した残りの金額を助成します。

【一部負担金】	通院	⇒	1回	530円（満たない場合はその額）
			※但し同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料となります。	
	薬局	⇒		0円
	入院	⇒	1日	1,200円（18歳までのお子さんは0円）
	訪問看護療養費	⇒	1日	250円

### ＜入院時食事療養費標準負担額の助成＞

市民税非課税世帯で保険者から標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、入院時の食事代を助成します。

### ＜治療用装具の助成＞

ケガや病気などの治療のため、医師の指示にもとづいて装具（コルセットなど）を作製した場合は、保険年金課の窓口で手続きすることにより、助成を受けることができます。

#### ＜必要なもの＞

- ・医療費助成申請書→窓口に用意してあります
- ・保険証 ・受給者証 ・領収書 ・振込口座のわかるもの
- ・治療のために装具を作ったことがわかる医師の証明書（コピー可）
- ・保険者が発行した療養費支給決定通知書

**保険年金課へ助成の申請をする前に、保険者へ給付の申請が必要です。**

## 助成を受けるには

**【初回の申請】 受給者証の交付申請をします。**

### ➡ ◎資格要件を確認し 認定となった場合

⇒「重度心身障害者医療費受給者証」 を郵送します。

**※有効期間⇒認定日（申請した翌月1日）～直近の8月31日**

（県内他市町村で受給資格を持っていた方の転入の場合、加入されている医療保険によって有効期間が変わりますので、ご了解ください。）

### ➡ ◎資格要件を確認し 却下となった場合

⇒「助成停止通知書」 を郵送します。

**※直近の8月31日まで助成を受けることはできません**



## 【2回目以降(年次更新時)】手続きは必要ありません!

毎年、資格審査が行われます。

対象となるのは、受給者と扶養義務者の前年の所得です。

※1月1日現在に燕市に住所がない方などは、所得証明書が必要です。

所得証明書の提出が必要な方には、案内文書を毎年6月中旬頃に郵送します。

◎資格要件を確認し認定となった場合  
⇒新しい「受給者証」を8月中旬頃郵送します。  
※有効期間⇒9月1日～翌年8月31日

◎資格要件を確認し却下となった場合  
⇒「助成停止通知書」を8月中旬頃郵送します。  
※停止期間⇒9月1日～翌年8月31日

### 助成の流れ

【1】県内の医療機関で受診した場合は、一部負担金を支払います。

#### ①医療機関で受診

- ・保険証
- ・受給者証



#### ②医療機関で一部負担金の支払

- ・入院⇒1日1,200円 ※18歳までのお子さんがR5.4.1～8.31までに入院した場合、一旦、一部負担金1日1,200円×入院日数をお支払いいただきます。その後、領収書等を持参して保険年金課の窓口で申請してください。後日、負担していただいた分を口座振込でお返しします。
- ・通院⇒1回530円、薬局⇒0円  
※530円未満の場合はその金額になります。  
※同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料となります。



【2】県外の医療機関での受診など、医療費助成制度を利用できない場合は、保険年金課の窓口で手続きすることにより、助成を受けることができます。

#### ①医療機関で受診

- ・保険証



#### ②医療機関で支払

領収書の受取り



#### ④助成金の振込

指定された口座へ、原則翌月末に振り込まれます。



#### ③保険年金課の窓口で申請

- ・保険証
- ・受給者証
- ・領収書(保険点数が明らかなもの)
- ・振込口座のわかるもの
- ・医療費助成申請書(窓口にあります)



※高額療養費や付加給付金の調査があるときは、振込までに2～4ヶ月かかります。

### 窓口で手続きが必要なとき

- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・氏名、住所が変更になったとき
- ・その他該当要件(所得等)に変更が生じたとき
- ・市外へ転出するとき
- ・障がいの程度が軽減したとき
- ・医療保険証に変更があったとき
- ・受給者証を紛失したとき



オンラインで再交付申請ができます。  
※受給者証は郵便での受取となります。

申請フォームのQRコード



### 申請先及びお問い合わせ先

燕市役所 保険年金課 年金医療係

1階 11・12番窓口

TEL0256-77-8133 (直通)



ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。